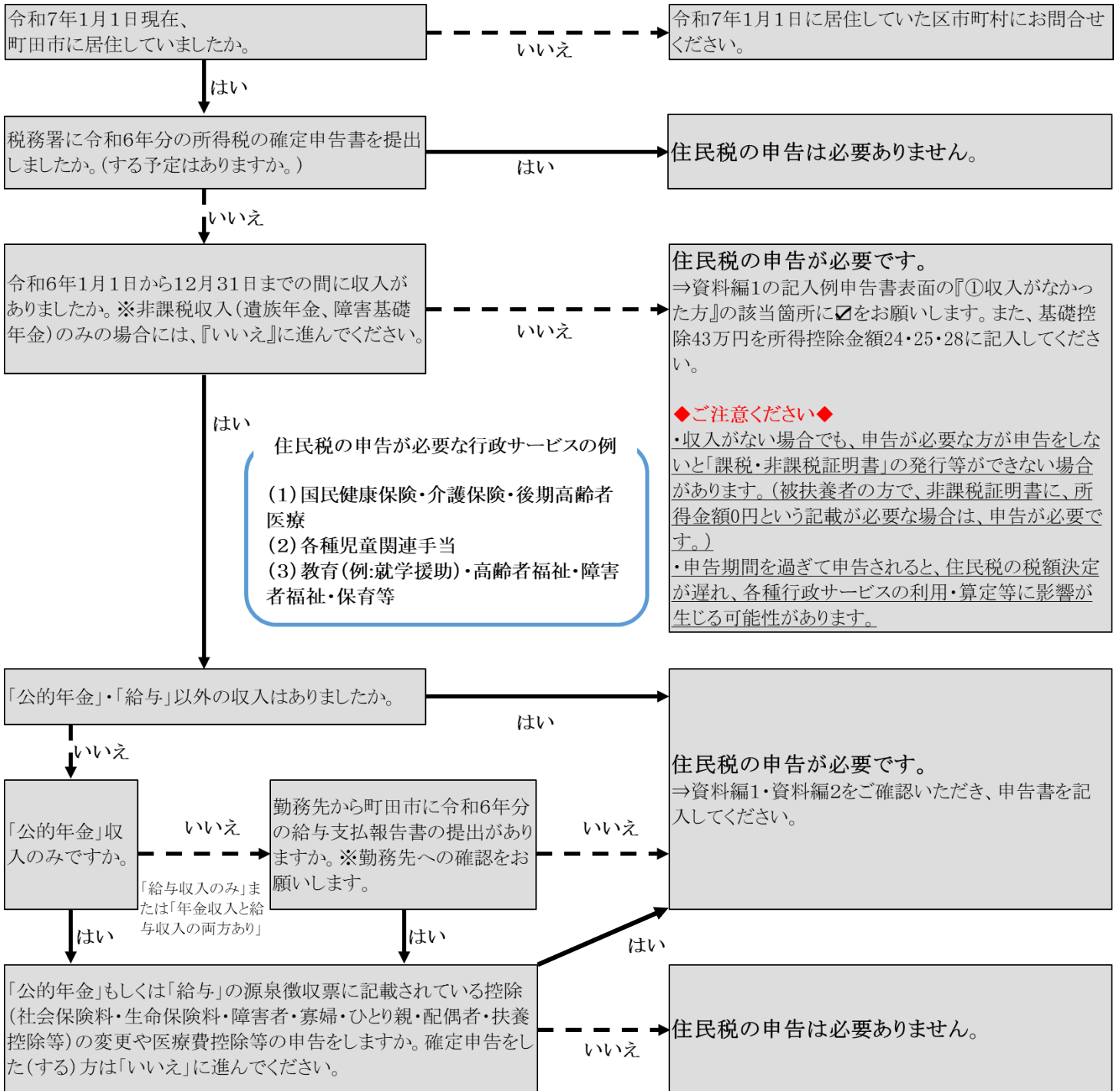


# 案内編

## 令和7年度 市民税・都民税申告のご案内

今回、市民税・都民税の申告が必要となる可能性のある方を対象に市民税・都民税申告書をお送りしましたので、下記フロー図をご覧ください、申告が必要な方は、**3月17日(月)までに**申告をしていただきますようお願いいたします。万一、申告の必要がない方に届いた場合はご容赦ください。



- ◆ 税務署への確定申告が必要な方の例
  - ・ 給与(その全部が源泉徴収の対象となっているもの)を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
  - ・ 年末調整されなかった給与収入と、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
  - ・ 所得税の還付を受けられる方等(詳しくは町田税務署<042-728-7211>にお問合せください。)

# 申告書の提出期限は3月17日(月)です

## ☆原則、郵送での申告をお願いします

例年、申告会場が混み合うため、郵送での申告をお願いします。詳しくは、P4記載の「郵送またはお持ちいただく書類」、「お問合せ・申告書送付先」をご覧ください。申告書に必要事項を記入し、添付書類等を同封して申告書送付先まで送付してください。

記入方法が分からず記入していない項目があるなど、申告書が未記入であっても、添付書類がそろっていれば、申告を受け付けします。なお、不明な場合はご連絡させていただく場合がございます。

## ☆申告会場で申告する場合

### 2月17日(月)～3月17日(月) ※大変混み合います

作成済みの申告書については、申告会場に提出用のポストを設置しますので、そちらに投函してください。なお、所得税の確定申告については相談できません。町田税務署(042-728-7211)へお問い合わせください。

◎市庁舎 ※例年、受付初日、月曜日および3月中は大変混み合います。

※下記の日付以外、土日祝日は受付を行っていません。

<b>平日</b>	受付時間 午前9時～午後4時	
	2月17日(月)～ 3月17日(月)の平日	1階みんなの広場

<b>日曜日</b>	受付時間 午前9時～午後4時	
	3月2日(日)	2階市民税課 205窓口

← 車でお越しの方  
← 徒歩でお越しの方

**■交通**

**○電車でお越しの方**

- ・小田急線町田駅西口から徒歩8分
- ・JR横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩11分

**○バスでお越しの方**

- ・神奈川中央交通「町田市役所市民ホール前」下車、徒歩1分
- ・町田市民バスまちっこ「町田市役所南口」下車、徒歩1分

**○車でお越しの方**

庁舎立体駐車場をご利用ください。

※お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

## ◎市民センターでの出張受付 ※例年、午前中は大変混み合います。

受付時間 午前9時30分～午前11時30分・午後1時～午後3時30分 (午前中の受付が混雑した場合、午後の受付になることがあります。)		<p>※作成済みの申告書については、出張受付日以外の日でも、各市民センター窓口で提出することができます。ただし、各市民センターでは、記載方法等、内容についてのお問合せには対応できません。</p> <p>※各会場ともご来場の際は公共交通機関をご利用ください。</p>
2月20日(木)	忠生市民センター ホール	
2月25日(火)	鶴川市民センター ホール	
2月27日(木)	小山市民センター ホール	
3月4日(火)	南市民センター ホール	
3月6日(木)	なるせ駅前市民センター ホール	

※堺市民センターは改修工事のため、出張受付は行いません。

## ☆本人確認について

### ●マイナンバー(個人番号)の記載について

申告書に個人番号の記載をしていただくとともに、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出される際に、本人確認をいたします。

本人確認は、正しい個人番号であることを確認する「番号確認」と、申告者が個人番号の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」の2点を行います。

申告書提出の際に提示していただく本人確認書類の組合せは以下のとおりです。

- 本人確認書類は代理人が申請する場合の「マイナンバー(個人番号)確認書類」を除き原本の提示が必要です。
- 納税証明書等、市税証明書交付申請時の本人確認とは異なります。
- 郵送で提出する場合、委任状以外の必要書類は写し(A4用紙にコピー)を添付してください。

#### ①本人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方)

<b>マイナンバー(個人番号)確認書類</b>
マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し※個人番号通知書は利用できません。
<b>身元確認書類(①、②、③のいずれか)</b> ※番号確認書類の氏名・住所又は氏名・生年月日が記載されたもの
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち1点】公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
③【顔写真のない次の書類のうち2点】官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書

#### ②代理人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」、「身元確認書類」および「代理権の確認書類」の全て)

<b>番号確認書類</b>
上記の本人が申告書を提出する場合に同じ
<b>身元確認書類</b>
代理人が個人の場合(代理権確認書類の氏名・住所が記載された代理人のもので①、②のいずれか)
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち2点】公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書
代理人が法人の場合(代理権確認書類の名称・所在地が記載された次のもの)
登記事項証明書・印鑑登録証明書・納税証明書のいずれか1点と、当該法人と窓口に来られた方の関係を証する書類
<b>代理権の確認書類(①、②、③、④のいずれか)</b>
①申告者本人の署名のある委任状(任意代理人の場合)
②戸籍謄本または登記事項証明書(法定代理人の場合)
③税務代理権限証書(税理士の場合)
④申告者本人に発行された次の書類のうち1点 ・官公署が発行した申告者本人しか持ち得ない書類(保険証、身体障害者手帳等) ・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書 ・申告書に添付される書類で申告者本人のもの(源泉徴収票、納税通知書等)

## ☆郵送またはお持ちいただく書類

申告書の書き方や郵送またはお持ちいただく書類につきましては、別添の資料編1および下表をご覧ください。

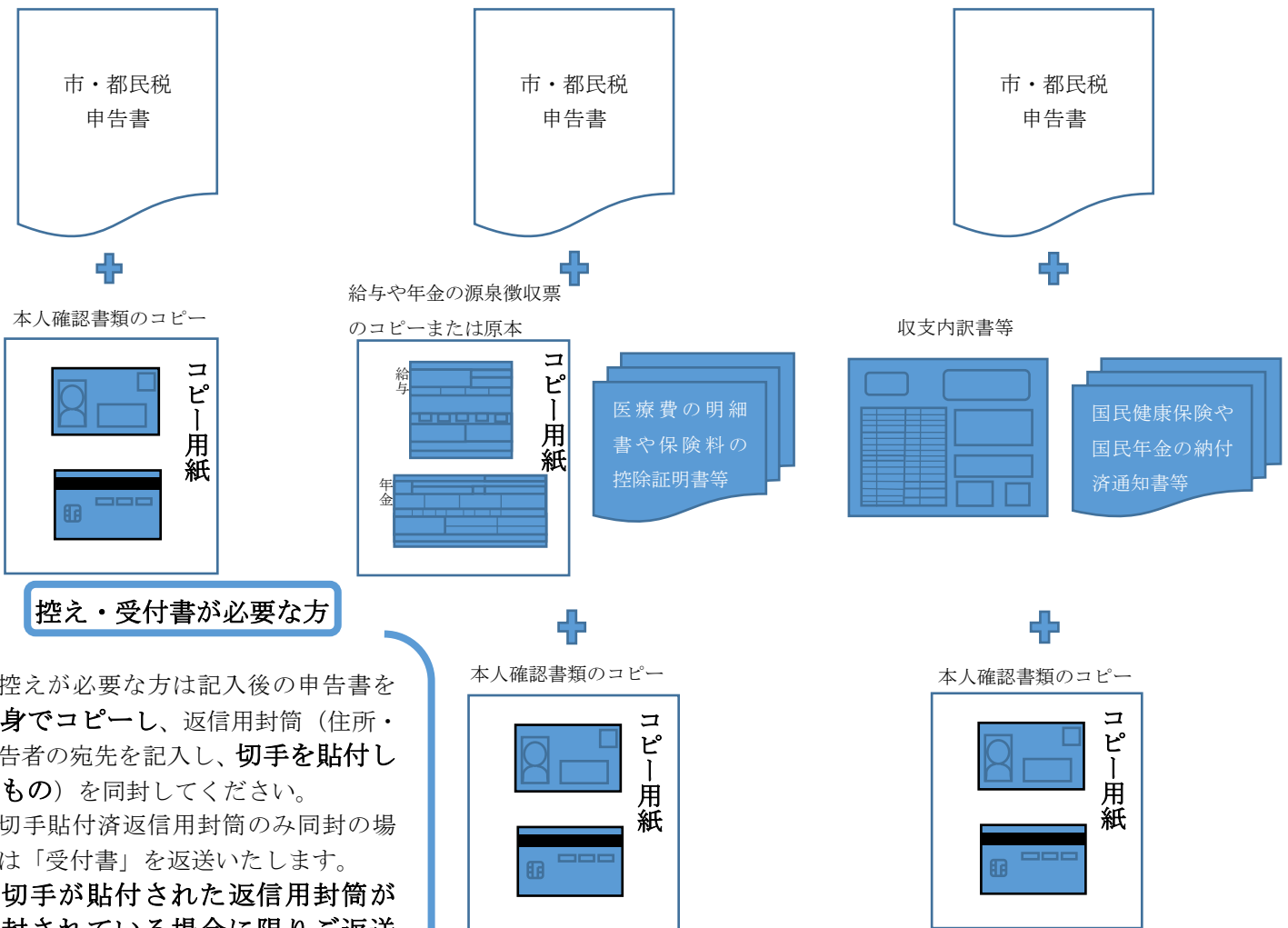
また、町田市ホームページにあります「個人住民税・ふるさと納税の目安額の試算」を使って申告書を作成することもできますので、是非ご活用ください。

トップページ→暮らし→税金→個人の住民税→個人住民税・ふるさと納税の目安額の試算



### ●郵送で申告する方の必要資料送付例 ※資料はA4用紙にコピーをお願いします

- ① 収入がなかった方      ② 給与または年金収入がある方で医療費や生命保険料の控除を受ける方      ③ 営業・不動産所得がある方



控えが必要な方は記入後の申告書を自身でコピーし、返信用封筒（住所・申告者の宛先を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

切手貼付済返信用封筒のみ同封の場合は「受付書」を返送いたします。  
※切手が貼付された返信用封筒が同封されている場合に限りご返送いたします。

※控え：申告内容を記載した写し  
※受付書：申告書上部の切り離し部

## ☆お問合せ・申告書送付先

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 町田市役所財務部市民税課  
電話(直通)042-724-2115・2114 (午前8時30分～午後5時)

FAX 050-3085-6084

ホームページアドレス：<http://www.city.machida.tokyo.jp/> トップページ→暮らし→税金→個人の住民税→市民税課からのお知らせ→令和7年度市民税・都民税申告(令和6年分)の受付について

